

## 資料編



## 大船渡市自殺対策計画庁内策定会議設置要綱

### (設置)

第1 大船渡市自殺対策計画（以下「計画」という。）の策定に関し、必要な事項を検討するため、大船渡市自殺対策計画庁内策定会議（以下「策定会議」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2 策定会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 計画案の作成及び調整に関すること。
- (2) その他計画の策定に関し必要な事項に関すること。

### (組織)

第3 策定会議は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

### (会長及び副会長)

第4 策定会議に会長及び副会長を置き、会長は生活福祉部長を、副会長は委員の中から会長が指名する職員をもって充てる。

- 2 会長は、会務を総括し、策定会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5 策定会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会長は、必要に応じて、会議に関係のある者の出席を求め、意見を聞くことができる。

### (設置の期間及び解散)

第6 策定会議の設置期間は、計画の策定が終了する日までとする。

### (庶務)

第7 策定会議の庶務は、生活福祉部地域福祉課において処理する。

### (補則)

第8 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成30年11月20日から施行する。

別表（第3関係）

No.	区分	所属	職名
1	会長	生活福祉部	部長
2	委員	企画政策部	部長
3		市民協働準備室	室長
4		総務部	部長
5		商工港湾部	部長
6		都市整備部	部長
7		水道事業所	所長
8		教育委員会	教育次長
9		企画政策部企画調整課	課長
10		総務部総務課	課長
11		総務部税務課	課長
12		生活福祉部市民環境課	課長
13		生活福祉部国保年金課	課長
14		生活福祉部子ども課	課長
15		生活福祉部長寿社会課	課長
16		生活福祉部健康推進課	課長
17		商工港湾部商工課	課長
18		都市整備部住宅公園課	課長
19		教育委員会生涯学習課	課長
20		教育委員会学校教育課	課長
21		生活福祉部地域福祉課	課長

## 大船渡市自殺対策計画策定ワーキンググループ設置要綱

### (設置)

第1 大船渡市自殺対策計画（以下「計画」という。）の策定に関し、必要な事項を調査検討するため、大船渡市自殺対策計画策定ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2 ワーキンググループの所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 計画案の作成に係る事務事業の検討及び実務的な論点整理に関すること。
- (2) その他計画の策定に関し必要な事項に関すること。

### (組織)

第3 ワーキンググループは、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

### (班長及び副班長)

第4 ワーキンググループに班長及び副班長を置き、班長は地域福祉課長を、副班長は同課課長補佐をもって充てる。

2 班長は、会務を総括し、ワーキンググループを代表する。

3 副班長は、班長を補佐し、班長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5 会議は、班長が招集し、班長が議長となる。

2 班長は、必要に応じて、会議に関係のある者の出席を求め、意見を聞くことができる。

### (設置の期間及び解散)

第6 ワーキンググループ設置期間は、計画の策定が終了する日までとする。

### (庶務)

第7 ワーキンググループの庶務は、生活福祉部地域福祉課において処理する。

### (補則)

第8 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成30年11月20日から施行する。

別表（第3関係）

No.	区 分	所 属	職 名
1	班 長	生活福祉部地域福祉課	課長
2	副班長	生活福祉部地域福祉課	課長補佐
3	班 員	企画政策部企画調整課	課長補佐（男女共同参画担当）
4		企画政策部市民協働準備室	主幹
5		総務部総務課	課長補佐（人事担当）
6		総務部税務課	課長補佐（収納担当）
7		生活福祉部市民環境課	課長補佐
8		生活福祉部国保年金課	課長補佐
9		生活福祉部子ども課	課長補佐
10		生活福祉部子ども課	子育て支援係長
11		生活福祉部子ども課	子ども福祉係長
12		生活福祉部長寿社会課	課長補佐
13		生活福祉部長寿社会課	介護保険係長
14		生活福祉部地域包括ケア推進室	主幹（地域助け合い協議会主担当）
15		生活福祉部地域包括ケア推進室	係長（地域助け合い協議会主担当）
16		生活福祉部健康推進課	課長補佐（保健担当）
17		生活福祉部健康推進課	係長（成人保健担当）
18		商工港湾部商工課	課長補佐
19		都市整備部住宅公園課	課長補佐（住宅管理担当）
20		水道事業所	所長補佐（業務担当）
21		教育委員会生涯学習課	課長補佐
22		教育委員会学校教育課	課長補佐
23		生活福祉部地域福祉課	福祉推進係長
24		生活福祉部地域福祉課	生活福祉係長
25		生活福祉部地域福祉課	障害福祉係長

## 大船渡市心の健康づくり推進連絡会設置要綱

(目的)

第1 自殺対策計画の策定及び推進、地域サポート体制の構築並びに関係機関の連携等を目的に、大船渡市心の健康づくり推進連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 連絡会の所掌事項は次のとおりとする。

- (1) 自殺対策計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 自殺対策に関する事業の企画・実施に関すること。
- (3) 地域のサポート体制の構築に関すること。
- (4) 相談対応窓口の周知と相談体制の強化に関すること。
- (5) 関係機関による情報交換、意見交換を行うこと。

(組織)

第3 連絡会は、第4に掲げる関係機関により構成する。

- 2 連絡会に会長を置き、会長は大船渡市生活福祉部地域福祉課長をもって充てる。
- 3 会長は会務を総理し、連絡会を代表する。
- 4 会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名する者がその職務を代理する。

(関係機関)

第4 関係機関は別表に掲げるとおりとする。

- 2 会長が必要と認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第5 連絡会の庶務は、大船渡市生活福祉部地域福祉課において処理する。

この要綱は平成22年7月15日より実施する。

附則

この要綱は平成24年4月1日より実施する。

附則

この要綱は平成30年12月1日より実施する。

別表（第4関係）

岩手県大船渡保健所
岩手県立大船渡病院
障がい者・児童相談支援センター
気仙地域傾聴ボランティアこもれびの会
けせんまちの保健室
大船渡市社会福祉協議会
岩手県大船渡警察署
大船渡地区消防組合消防本部
気仙医師会
大船渡商工会議所
児童家庭支援センター大洋
大船渡市民生児童委員協議会
大船渡市生活福祉部健康推進課
大船渡市生活福祉部地域包括ケア推進室
大船渡市生活福祉部子ども課
大船渡市生活福祉部地域福祉課